第113期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当行は、千葉県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、有価証券投資業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託代理店業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

【金融経済環境】

2018年度の金融経済情勢を顧みますと、わが国経済は、年度末にかけて輸出や生産の一部に弱さがみられたものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復基調が続きました。

当行の経営基盤である千葉県経済も、企業倒産件数が増加するなど一部に弱さがみられたものの、個人消費は持ち直しの動きが続くなど、緩やかな回復基調が続きました。

金融面では、日経平均株価は、企業業績の拡大を背景として10月に27年ぶりの高値となったものの、世界的な景気の減速懸念が強まり12月に一時2万円を下回るなど、不安定な値動きが続きました。長期金利は、日本銀行が金利操作目標の柔軟運用を決定したことを背景に、一時0.1％台半ばまで上昇したものの、その後はリスク回避の動きが強まり、3月に△0.10％まで低下しました。

【事業の経過及び成果】

＊経営成績＊

経常収益は、資金運用収益が減少した一方、役務取引等収益や株式等売却益の増加等により、前期比23億56百万円増加し667億6百万円となりました。経常費用は、営業経費が減少した一方、国債等債券売却損や、貸倒引当金繰入額の増加等により、前期比43億95百万円増加し513億80百万円となりました。この結果、経常利益は前期比20億38百万円減少し153億26百万円、当期純利益は15億66百万円減少し105億26百万円となりました。

＊預　　金＊

いつでも、どこでも便利で安心、快適なサービスをご提供するオムニチャネル戦略や、質の高いコンサルティング業務への取り組みにより、給与振込や年金振込等による個人預金を中心に、前期比1,368億円増加し4兆5,584億円となりました。このうち、個人預金は1,103億円増加し3兆5,818億円となり、預金全体に占める割合も78.5％と高い水準を維持しております。

＊貸 出 金＊

住宅ローンを中心とする個人向け及び中小企業向け貸出の推進に積極的に取り組んだ結果、前期比1,589億円増加し3兆6,133億円となりました。このうち、個人及び中小企業に対する貸出金は、前期比1,405億円増加し2兆9,602億円となり、貸出金全体に占める割合は81.9％となっております。

＊有価証券＊

国債を中心とする安全性や流動性を重視した運用を行っており、有価証券残高は前期比398億円減少し8,873億円となりました。

＊店　　舗＊

店舗については、千葉県と地理的・経済的結びつきが強い東京湾岸エリアの営業基盤拡充を図るため、2018年6月に品川法人営業所を品川支店へ昇格させました。また、効率的な営業体制を構築し、お客さまにより質の高いコンサルティングサービスを提供するため、2018年7月に布佐支店を印西支店内に、当行初の“店舗内店舗方式”で移転いたしました。

店舗外ATMについては、効率的な配置を行うため拠点の見直しを実施し、1カ所を新設、6カ所を廃止いたしました。

2019年3月末において店舗数は、122カ店（うち出張所2カ店）、店舗外ATMは158カ所となっております。

【当行が対処すべき課題】

当行では、2018年12月に元行員による着服事件が発覚いたしました。株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまにご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。役職員一同、本不祥事件を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の強化や、行員のコンプライアンス意識の再徹底などにより、全行を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

〔環境認識と取り組み方針〕

日本経済は、世界的な景気に対する不透明感が高まっているものの、足元では雇用・所得の改善が続くなかで、今後も緩やかな回復基調が続くと期待されています。一方で、地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口の減少や少子高齢化の進展などに加え、低金利政策の長期化により、厳しさを増しております。

このような環境下、当行は、第18次中期経営計画「α ACTION PLAN 2021」を推進しており、2019年度は計画の中間年度となります。計画の基本方針に『お客さま・従業員の満足度No.1の銀行』を掲げ、以下の4つの基本戦略に取り組むことで、経営環境の変化にも揺るがない、持続可能なビジネスモデルの構築を実現してまいります。

〔お客さまに寄り添った営業の実践〕

法人のお客さまが抱える経営課題に対して、最適なソリューションを提供すべく、本年4月に「株式会社京葉銀キャピタル＆コンサルティング」を設立いたしました。外部専門家との連携を強化することで、質の高いコンサルティングを実施し、事業承継支援などに取り組んでまいります。また、個人のお客さまに対しては、顧客本位の業務運営を徹底し、現役世代の資産形成サポートや、金融資産の世代間移転の支援の取り組みを強化いたします。引き続き、付加価値の高いサービスの充実に努めるとともに、お客さまに寄り添った営業を実践してまいります。

〔オムニチャネルの構築〕

多様なお客さまニーズへ的確に対応するため、当行ではオムニチャネル化を推進しております。非対面チャネルは、Webで完結するローン商品を拡充するなど、ICT（注1）を積極的に活用したサービスの充実を図るほか、フィンテック企業との連携も強化してまいります。対面チャネルにおいては、伝票等へご記入することなくお手続きができる「対話型カウンター」の対象業務を拡大し、お客さまの待ち時間の短縮やご負担の軽減を図ることで、当行の質の高いコンサルティングサービスを実感いただける店舗づくりに取り組んでまいります。

〔全従業員が活躍するプロフェッショナル集団への変革〕

お客さまへ「プラスアルファ」の付加価値を提供できるよう、従業員の多様なキャリア形成を支援し、専門的な知識や技術、経験を持つ「プロフェッショナル人財」の育成に努めてまいります。また、ダイバーシティと働き方改革の推進により、従業員のワークライフバランスの実現を図るとともに、従業員一人ひとりが働きがいを持って仕事に取り組むことのできる職場環境を整備し、生産性の向上に取り組んでまいります。

〔ローコストオペレーションと利益拡大〕

お客さまの利便性向上を図りつつ、各種お申込み手続きのペーパレス化などにより、業務の効率化を加速してまいります。また、営業店事務の合理化を推進することで、事務職から営業職への人員転換を進めるとともに、効率的な店舗戦略を展開することで、お客さまとの接点の強化を図り、ローコストオペレーションの徹底と、利益拡大に向けた取り組みを強化してまいります。

こうした取り組みに加えて、「環境・社会・ガバナンス」（ESG）（注2）の充実と、国連が提唱する「持続可能な開発目標」（SDGs）（注3）を意識した経営を実践いたします。特に、コンプライアンスについては経営の最重要課題のひとつであると認識しており、コンプライアンス態勢の一層の強化に努めてまいります。全てのステークホルダーの皆さまからの信頼、ご期待にお応えできるよう、京葉銀行グループの役職員一同全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（注1）ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）
（注2）ESG：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）
（注3）SDGs：国連が「国際社会が2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための重要な指針」として採択した持続可能な開発目標。
(Sustainable Development Goals)

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	40,961	42,388	44,215	45,584
定期性預金	18,538	18,391	18,587	18,925
その他	22,423	23,996	25,628	26,659
貸出金	30,988	32,712	34,543	36,133
個人向け	13,238	13,985	14,750	15,473
中小企業向け	11,556	12,363	13,446	14,128
その他	6,193	6,362	6,346	6,530
商品有価証券	36	41	41	42
有価証券	9,634	10,132	9,272	8,873
国債	7,086	6,575	5,949	5,982
その他	2,548	3,556	3,322	2,890
総資産	44,897	45,951	47,852	48,907
内国為替取扱高	136,510	137,107	139,434	143,698
外国為替取扱高	百万ドル 499	百万ドル 525	百万ドル 451	百万ドル 419
経常利益	百万円 23,931	百万円 17,239	百万円 17,364	百万円 15,326
当期純利益	百万円 15,532	百万円 11,616	百万円 12,093	百万円 10,526
1株当たり当期純利益	57円58銭	43円99銭	91円71銭	79円76銭

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2018年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり当期純利益については、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、算定しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,010人	2,085人
平均年齢	38年5月	38年3月
平均勤続年数	16年4月	16年2月
平均給与月額	382千円	370千円

(注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
千葉県	119	(2)	119	(2)
東京都	3	(－)	2	(－)
合計	122	(2)	121	(2)

(注) 1. 千葉県内119店には、インターネット支店（1カ店)、印西支店内に店舗内店舗方式で移転した布佐支店を含んでおります。
2. 上記のほか、法人営業所、両替出張所及び店舗外ＡＴＭを以下のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
法人営業所	0カ所	1カ所
両替出張所	4カ所	4カ所
店舗外ＡＴＭ	158カ所	163カ所

ロ　1．当年度新設営業所

営業所名	所在地
品川支店	東京都港区

2．当年度廃止営業所

該当ございません。

（注）1. 当年度において品川法人営業所を支店に昇格させ、品川支店といたしました。
2. 当年度において店舗外ATMを、次の1カ所新設いたしました。
・船橋支店　JR西船橋駅北口出張所　（千葉県船橋市）
3. 当年度において店舗外ATMを、次の6カ所廃止いたしました。
・新浦安支店　マリナイースト出張所　（千葉県浦安市）
・本町支店　京成千葉中央駅ビル出張所　（千葉県千葉市）
・鎌ヶ谷支店　ヨークマート咲が丘出張所　（千葉県船橋市）
・四街道支店　大日桜ヶ丘出張所　（千葉県四街道市）
・東金支店　千葉県警察学校出張所　（千葉県東金市）
・東金支店　八鶴湖出張所　（千葉県東金市）

ハ　銀行代理業者の一覧

該当ございません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	3,340

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
ソフトウェア	2,010
店舗投資等	664
事務機器投資等	664

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ございません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主 要 業 務 内 容	設　立 年 月 日	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社京葉銀カード	千葉市中央区本町3丁目2番6号	クレジットカード業務、金銭の貸付並びに信用保証業務他	1989年1月13日	50百万円	5%	−
株式会社京葉銀保証サービス	千葉市中央区富士見1丁目11番11号	住宅ローンを中心とする個人ローンの保証業務及び不動産の調査業務	1998年3月16日	30百万円	5%	−

(注) 1. 連結される子会社及び子法人等は上記2社であり、持分法適用会社は該当ございません。
当期の連結経常収益は67,465百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10,547百万円となりました。
2. 2019年4月、株式会社京葉銀キャピタル＆コンサルティング（100%出資）を設立いたしました。

重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀40行と都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金・信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
2．第二地銀協地銀40行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
3．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
4．当行、株式会社千葉銀行、株式会社千葉興業銀行、6信用金庫、農林中央金庫千葉支店、千葉県内19農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5．株式会社イーネット及び株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ビューカードとの提携により、コンビニエンスストア、ショッピングセンター、駅等に設置された現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
熊谷 俊行	取締役頭取（代表取締役） 統轄		
橋本 清	取締役副頭取（代表取締役） 監査部 リスク管理部 お客様相談室 秘書室		
大島 浩司	取締役 専務執行役員 営業統括部 法人営業部 個人営業部		
君塚 一郎	取締役 常務執行役員 人事部 事務部 システム部 事務集中部		
逆井 哲也	取締役 常務執行役員 資金証券部 総務部		
秋山 智	取締役 常務執行役員 融資部		
齋藤 康	取締役 （社外取締役）	千葉市病院事業管理者	
秋山 勝貞	取締役 （社外取締役）	株式会社サンテック 社外監査役	
内村 廣志	取締役 （社外取締役）		
深山 正嗣	常勤監査役		
髙橋 弘一	常勤監査役		
小野 功	監査役 （社外監査役）	株式会社日立ソリューションズ 名誉相談役	
重田 雅行	監査役 （社外監査役）		
花田 力	監査役 （社外監査役）	京成電鉄株式会社 相談役 新京成電鉄株式会社 社外取締役 株式会社オリエンタルランド 社外取締役	

（注）1. 2018年6月27日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって、取締役会長小島信夫氏及び常勤監査役小澤　進氏、監査役大塚　弘氏は退任いたしました。

2. 当行は、社外取締役齋藤　康氏、秋山勝貞氏、内村廣志氏及び社外監査役小野　功氏、重田雅行氏、花田　力氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

（ご参考）当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏　　名	地　　位	担　　当
市　川　達　史	常務執行役員	経営企画部　東京事務所　営業企画部
齋　藤　健　司	執　行　役　員	本店営業部長
中　谷　政　人	執　行　役　員	システム部長兼事務センター所長
藤　﨑　一　男	執　行　役　員	総務部長
佐　藤　聖　治	執　行　役　員	船橋支店長
芦　谷　源　一	執　行　役　員	営業統括部長
谷　合　克　也	執　行　役　員	営業企画部長
小　坂　裕　巳	執　行　役　員	人事部長

（2）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等
取　締　役	10名	275（121）
監　査　役	7名	56（ － ）
計	17名	331（121）

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 期末現在の人数は、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役3名）であります。支給人数と期末人数が相違しているのは、支給人数に期中に退任した取締役1名、監査役2名が含まれているためであります。
3. 2011年6月29日開催の第105期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額480百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内、また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、上記とは別枠にて年額120百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の欄には下記のものが含まれ、その合計額を括弧内書に記載しております。
・役員賞与引当金繰入額　66百万円
・取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額　55百万円

(3) 責任限定契約

氏　　名	責　任　限　定　契　約　の　内　容　の　概　要
齋　藤　　康 （社外取締役）	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
秋　山　勝　貞 （社外取締役）	
内　村　廣　志 （社外取締役）	
小　野　　功 （社外監査役）	
重　田　雅　行 （社外監査役）	
花　田　　力 （社外監査役）	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
齋藤 康 (社外取締役)	千葉市病院事業管理者
秋山 勝貞 (社外取締役)	株式会社サンテック　社外監査役
内村 廣志 (社外取締役)	－
小野 功 (社外監査役)	株式会社日立ソリューションズ　名誉相談役
重田 雅行 (社外監査役)	－
花田 力 (社外監査役)	京成電鉄株式会社　相談役 新京成電鉄株式会社　社外取締役 株式会社オリエンタルランド　社外取締役

(注) 1. 社外取締役齋藤　康氏が兼職しております千葉市との間において、貸出金等の取引があります。
2. 社外監査役小野　功氏が兼職しております株式会社日立ソリューションズの親会社である株式会社日立製作所との間において、貸出金等の取引があります。
3. 社外監査役花田　力氏が兼職しております京成電鉄株式会社及び株式会社オリエンタルランドとの間において、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
齋藤　康 (社外取締役)	4年9カ月	当期開催の取締役会12回のうち、10回に出席しております。(出席率83.3%)	大学教授として長年培ってきた豊富な知識と学校経営の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
秋山　勝貞 (社外取締役)	3年9カ月	当期開催の取締役会12回のうち、12回に出席しております。(出席率100%)	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
内村　廣志 (社外取締役)	2年9カ月	当期開催の取締役会12回のうち、12回に出席しております。(出席率100%)	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
小野　功 (社外監査役)	4年9カ月	当期開催の取締役会12回のうち、11回に出席しております。(出席率91.6%) また、監査役会13回のうち、12回に出席しております。(出席率92.3%)	豊富な金融関係のIT専門知識及び監査役としての経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
重田　雅行 (社外監査役)	2年9カ月	当期開催の取締役会12回のうち、12回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会13回のうち、13回に出席しております。(出席率100%)	地方自治及び企業経営における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
花田　力 (社外監査役)	9カ月	当期の在任期間中に開催した取締役会9回のうち、8回に出席しております。(出席率88.8%) また、同じく在任期間中に開催した監査役会10回のうち、9回に出席しております。(出席率90.0%)	企業経営における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 小野　功氏は、上記のほか2006年6月から2010年6月まで4年間、社外監査役として在任しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	26	−

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 期末現在の人数は、社外役員6名（うち社外取締役3名、社外監査役3名）であります。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　395,014千株

発行済株式の総数　143,927千株

(注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 2018年6月27日開催の第112期定時株主総会決議により、2018年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。

(2) 当年度末株主数

14,233名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,288千株	6.27%
株式会社千葉銀行	6,106	4.62
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,278	3.24
三井住友海上火災保険株式会社	3,759	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,589	2.71
住友生命保険相互会社	3,561	2.69
京葉銀行職員持株会	3,517	2.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,336	2.52
千葉県民共済生活協同組合	3,100	2.34
明治安田生命保険相互会社	2,969	2.24

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（11,923,488株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小澤裕治 指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小松﨑謙	57	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記当該事業年度に係る報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は57百万円であります。
4. 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日より、法人名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

(2) 責任限定契約

会計監査人と当行との間の責任限定契約はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

7 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「行動規範」を明文化するとともに、「コンプライアンス規定」を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。また、当行の企業倫理を実践するため、全役職員が日常生活・業務行動におけるコンプライアンスの手引書を指針として活用し、コンプライアンス体制の実効性の向上に努める。

②代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」、並びに代表取締役を担当役員とするコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス体制を整備する。

③コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に取締役会の承認を得て、その実施状況について、取締役会に定期的に報告を行う。

④役職員の法令等に違反する行為を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン規定」を制定し、適切な運用を図る。

⑤市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報については、行内規定に則り、適切な保存及び管理を行う。

②取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①「リスク管理基本規定」をはじめとする各種リスク管理規定を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。

②各種リスク毎の管理担当部署及び当行全体のリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。

③内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性について、独立した立場から監査を行う。
（※「体制」は組織・制度を表し、「態勢」は対応等を表しております。）

④大規模災害等のリスク発生時の対応等を、「緊急時対策規定」及び各種マニュアルに定め、必要に応じて訓練を実施する。

⑤取締役会は、定期的にリスク管理に関する報告を受け、必要な決定を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は経営計画のほか、事業年度毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確にし、業務運営及び業績管理を行う。

②迅速な意思決定と、慎重な審議を行うため、取締役等で構成する「経営会議」を設置する。

③執行役員制度を設け、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化・効率化を図る。

④各部門の担当職務及びその権限を明確にするため、「業務分掌規定」等を制定し、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

(5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当行及びその子会社からなる企業集団（以下「京葉銀行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規定」を制定するとともに、子会社各社（以下「グループ各社」という。）に対し、必要に応じて、取締役及び監査役を派遣する。

②グループ各社から当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制を整備し、一体的な経営管理を行う。

③当行からグループ各社へ必要な指導・助言を行う体制を整備し、京葉銀行グループが効率的な業務運営を確保できる体制を構築する。

④グループ各社のコンプライアンス及びリスク管理等の体制構築につき指導・監督を行うとともに、当行の内部監査部門がグループ各社への内部監査を実施し、京葉銀行グループ全体として、業務の適正が確保されるよう努める。

⑤「財務報告に係る内部統制規定」を制定し、京葉銀行グループにおける財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役室に監査役補助者を配置するとともに、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保する。

②監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

②グループ各社の取締役、監査役及び使用人、又は、これらの者から報告を受けた者は、当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項について、直ちに監査役に報告する。

③監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。

④監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、代表取締役及び内部監査部門、会計監査人等と定期的な会合をもち、意見交換を行う。

②監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

③監査役が職務の執行について生ずる費用についてあらかじめ予算を設けるとともに、監査役よりその職務の遂行上必要な費用の請求を受けたときは、速やかにこれを支払う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、実効性の高い監督を行うため、取締役会を12回開催しました。また、取締役会が効率的に行われることを補佐するため、取締役会決議事項の協議、その他行内規定に定めた重要事項を決定する定例経営会議を17回開催したほか、リスク管理委員会（14回）、ALM委員会（12回）、コンプライアンス委員会（13回）等を開催しました。

(2) リスク管理体制

リスク管理基本規定や各種リスク管理規定に従い、リスク管理委員会でリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策の検討を行ったほか、ALM委員会では、リスクを極小化し収益を極大化すべく、資産・負債の総合管理について検討を行いました。

(3) コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況や今後の対応について協議（5回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況や反社会的勢力等との取引の遮断等についてコンプライアンス委員会において協議（5回）し、その内容を取締役会に報告しました。

(4) 京葉銀行グループにおける業務の適正の確保

統括部署である経営企画部は、グループ各社より適時・適切に業務状況等について報告を受け、一体的な経営管理を行っています。また、京葉銀行グループ全体として業務の適正が確保されるよう、当行の内部監査部門がグループ各社への監査を実施し、その内容を取締役会に報告しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、監査の実施状況について監査部より報告を受けているほか、情報交換会を毎月行っています。また、会計監査人と監査役、監査部による「監査意見交換会」を開催し、それぞれの監査計画について意見を交換するなど、監査の実効性を高めています。

8 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

10 会計参与に関する事項

該当ございません。

11 その他

該当ございません。

第113期末（2019年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**275,847**
現金	32,402
預け金	243,444
コールローン	**6,265**
商品有価証券	**4,247**
商品地方債	4,247
有価証券	**887,315**
国債	598,216
地方債	32,118
社債	47,401
株式	79,323
その他の証券	130,254
貸出金	**3,613,361**
割引手形	11,375
手形貸付	36,497
証書貸付	3,384,998
当座貸越	180,490
外国為替	**2,949**
外国他店預け	2,949
その他資産	**36,882**
未収収益	3,247
金融派生商品	4
その他の資産	33,630
有形固定資産	**63,373**
建物	26,683
土地	31,106
建設仮勘定	94
その他の有形固定資産	5,488
無形固定資産	**5,659**
ソフトウェア	2,261
ソフトウェア仮勘定	3,200
その他の無形固定資産	197
前払年金費用	**227**
支払承諾見返	**3,915**
貸倒引当金	**△9,291**
資産の部合計	**4,890,752**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**4,558,429**
当座預金	69,738
普通預金	2,437,541
貯蓄預金	118,837
通知預金	16,428
定期預金	1,892,517
その他の預金	23,364
譲渡性預金	**16,500**
外国為替	**173**
売渡外国為替	17
未払外国為替	156
その他負債	**8,161**
未決済為替借	0
未払法人税等	2,339
未払費用	1,460
前受収益	758
金融派生商品	0
その他の負債	3,603
賞与引当金	**1,245**
役員賞与引当金	**66**
退職給付引当金	**487**
睡眠預金払戻損失引当金	**623**
偶発損失引当金	**867**
繰延税金負債	**3,724**
再評価に係る繰延税金負債	**4,639**
支払承諾	**3,915**
負債の部合計	**4,598,835**
（純資産の部）	
資本金	**49,759**
資本剰余金	**39,704**
資本準備金	39,704
利益剰余金	**174,508**
利益準備金	10,055
その他利益剰余金	164,453
別途積立金	147,720
繰越利益剰余金	16,733
自己株式	**△12,789**
株主資本合計	**251,183**
その他有価証券評価差額金	**33,582**
土地再評価差額金	**6,858**
評価・換算差額等合計	**40,440**
新株予約権	**293**
純資産の部合計	**291,917**
負債及び純資産の部合計	**4,890,752**

第113期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**66,706**
資金運用収益	**48,685**	
貸出金利息	37,141	
有価証券利息配当金	10,927	
コールローン利息	140	
預け金利息	466	
その他の受入利息	9	
役務取引等収益	**10,857**	
受入為替手数料	2,389	
その他の役務収益	8,468	
その他業務収益	**1,177**	
外国為替売買益	537	
国債等債券売却益	639	
その他経常収益	**5,986**	
償却債権取立益	3	
株式等売却益	5,127	
その他の経常収益	854	
経常費用		**51,380**
資金調達費用	**811**	
預金利息	504	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息	△ 14	
債券貸借取引支払利息	320	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**3,953**	
支払為替手数料	503	
その他の役務費用	3,449	
その他業務費用	**1,775**	
商品有価証券売買損	8	
国債等債券売却損	1,761	
国債等債券償還損	5	
営業経費	**37,136**	
その他経常費用	**7,703**	
貸倒引当金繰入額	4,990	
貸出金償却	77	
その他の経常費用	2,635	
経常利益		**15,326**
特別損失		**238**
固定資産処分損	101	
減損損失	137	
税引前当期純利益		**15,087**
法人税、住民税及び事業税	**4,600**	
法人税等調整額	**△39**	
法人税等合計		**4,561**
当期純利益		**10,526**

連結貸借対照表（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	275,936
コールローン及び買入手形	6,265
商品有価証券	4,247
有価証券	888,553
貸出金	3,613,625
外国為替	2,949
その他資産	40,335
有形固定資産	63,385
建物	26,684
土地	31,106
建設仮勘定	94
その他の有形固定資産	5,499
無形固定資産	5,661
ソフトウェア	2,261
ソフトウェア仮勘定	3,200
その他の無形固定資産	199
繰延税金資産	37
支払承諾見返	3,915
貸倒引当金	△9,545
資産の部合計	4,895,368

科目	金額
（負債の部）	
預金	4,556,163
譲渡性預金	16,000
外国為替	173
その他負債	10,782
賞与引当金	1,245
役員賞与引当金	66
退職給付に係る負債	2,669
役員退職慰労引当金	5
利息返還損失引当金	8
睡眠預金払戻損失引当金	623
偶発損失引当金	867
繰延税金負債	3,349
再評価に係る繰延税金負債	4,639
支払承諾	3,915
負債の部合計	4,600,513
（純資産の部）	
資本金	49,759
資本剰余金	39,704
利益剰余金	174,810
自己株式	△12,789
株主資本合計	251,485
その他有価証券評価差額金	33,642
土地再評価差額金	6,858
退職給付に係る調整累計額	△1,663
その他の包括利益累計額合計	38,837
新株予約権	293
非支配株主持分	4,238
純資産の部合計	294,855
負債及び純資産の部合計	4,895,368

連結損益計算書 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**67,465**
資金運用収益	**48,735**	
貸出金利息	37,183	
有価証券利息配当金	10,934	
コールローン利息及び買入手形利息	140	
預け金利息	466	
その他の受入利息	9	
役務取引等収益	**11,370**	
その他業務収益	**1,380**	
その他経常収益	**5,979**	
償却債権取立益	4	
その他の経常収益	5,974	
経常費用		**51,794**
資金調達費用	**811**	
預金利息	503	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△14	
債券貸借取引支払利息	320	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**4,003**	
その他業務費用	**1,775**	
営業経費	**37,418**	
その他経常費用	**7,785**	
貸倒引当金繰入額	5,055	
その他の経常費用	2,730	
経常利益		**15,670**
特別損失		**238**
固定資産処分損	101	
減損損失	137	
税金等調整前当期純利益		**15,432**
法人税、住民税及び事業税	**4,716**	
法人税等調整額	**△23**	
法人税等合計		**4,693**
当期純利益		**10,739**
非支配株主に帰属する当期純利益		**191**
親会社株主に帰属する当期純利益		**10,547**

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 京葉銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 **小澤裕治** ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 **小松﨑謙** ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 京葉銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 **小澤裕治** ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 **小松﨑謙** ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の元行員による不祥事については、内部管理態勢の一層の強化や、行員のコンプライアンス意識の再徹底など、全行を挙げて再発防止に取り組んでいることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 後発事象

2019年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却について決議いたしました。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2019年5月10日

株式会社 京葉銀行 監査役会

常勤監査役 深山正嗣 ㊞

常勤監査役 髙橋弘一 ㊞

監査役（社外監査役） 小野　功 ㊞

監査役（社外監査役） 重田雅行 ㊞

監査役（社外監査役） 花田　力 ㊞

以　上